保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第20号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和37年静岡県規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該 各号に定めるところによる。

(1)~(7) (略)

(8) 規則附則<u>第2項</u>又は第6項第1号の助産 婦名簿の謄本の交付に係る申請書 様式第 8号

(書類の経由)

第6条 法、令、規則及びこの細則の規定により知事に提出する書類(静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の規定により静岡市及び浜松市が処理することとされる事務に係るものを除く。)は、住所地(規則第33条第1項の届書にあっては、就業地)を管轄する保健所の長を経由しなければならない。ただし、第3条、第4条第2項及び前条第2項の申請書については、この限りでない。

様式第1号 (略)

准看護師免許申請書

(略)

住 所

氏 名

(印)

(略)

様式第3号 (略)

准看護師籍訂正

申請書

准看護師免許証書換え交付

改正後

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該 各号に定めるところによる。

(1)~(7) (略)

(8) 規則附則<u>第5項</u>又は第6項第1号の助産 婦名簿の謄本の交付に係る申請書 様式第 8号

(書類の経由)

第6条 法、令、規則及びこの細則の規定により知事に提出する書類(静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の規定により静岡市及び浜松市が処理することとされる事務に係るものを除く。)は、住所地(規則第33条第2項の届書にあっては、就業地)を管轄する保健所の長を経由しなければならない。ただし、第3条、第4条第2項及び前条第2項の申請書については、この限りでない。

様式第1号 (略)

准看護師免許申請書

(略)

住 所

電話番号

氏 名

(印)

(略)

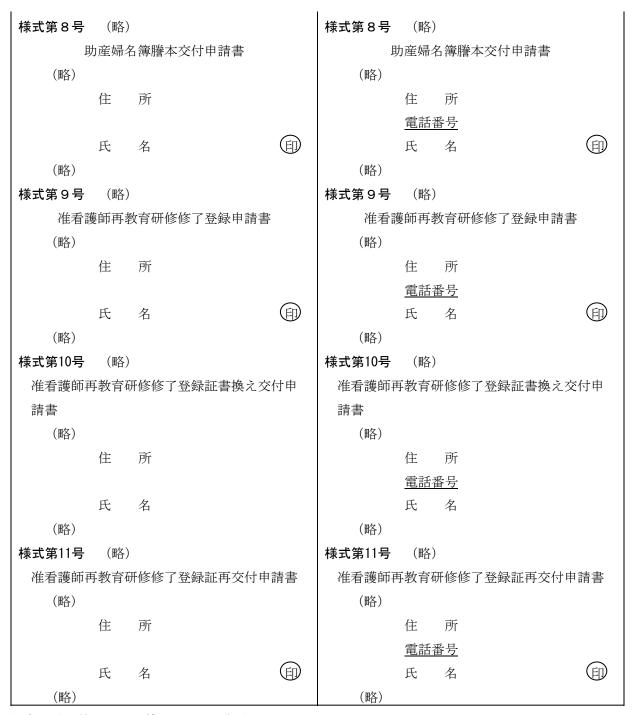
様式第3号 (略)

准看護師籍訂正

申請書

准看護師免許証書換え交付

(mb)				(776)				
(略)	<i>I</i>)	→ -		(略)	<i>D</i>	 -		
	住	所				所		
	_	<i>t.</i>				<u>潘号</u>		
(c. t.)	氏	名		(1.1.)	氏	名		
(略)				(略)				
	(略			様式第4号				
准看護師籍登録抹消申請書					准看護師籍登録抹消申請書			
(略)				(略)				
	住	所				所		
						<u>潘号</u>		
	氏	名			氏	名		
(略)				(略)				
	(略			様式第5号				
准看護師免許証再交付申請書				,	准看護師免許証再交付申請書			
(略)				(略)				
	住	所			住	所		
					電話	<u>活番号</u>		
	氏	名			氏	名		
(略)				(略)				
様式第6号	(略	.)		様式第6号	(略	f)		
	准看護師試験受験願書				准看護師試験受験願書			
(略)				(略)				
	住	所			住	所		
					電話	番号		
	氏	名			氏	名		
(略)				(略)				
(略)	1			(略)				
住所		電話	番号	住所				
(略)				(略)				
様式第7号	(略	.)		様式第7号	(略	;)		
准看護師試験合格証明書交付申請書				准看記	准看護師試験合格証明書交付申請書			
(略)				(略)				
	住	所			住	所		
					<u>電</u>	話番号		
	氏	名			氏	名		
(略)				(略)				



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の保健師助産師看護師法施行細則(以下「旧細則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の保健師助産師看護師法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することがで